

# 次期愛知県障害者計画（案）

（あいち健康福祉ビジョン 2020（仮称）の第4章Ⅳ障害者支援を愛知県障害者計画と位置付ける）

## Ⅳ. 障害者支援 ～身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて～

### 課題 1. 特別支援教育の充実

○ 平成 26(2014)年度の名古屋市を除く公立学校の特別支援教育に関する校（園）内委員会（以下、「校内委員会」という。）の設置率は、幼稚園で 97.1%、小・中学校、高等学校で 100%となっており、また、特別支援教育コーディネーターの指名は、幼稚園、小・中学校、高等学校のすべてで 100%となるなど、校（園）内における特別支援教育の体制づくりは進んできました。

しかし、特別支援教育コーディネーターは、他の校務と兼務していることが多いことから、その役割が十分に機能していないことが課題であり、特別支援教育コーディネーターを中心とする校（園）内支援体制づくりを進めるとともに、幼稚園・保育所、小・中学校及び高等学校における個別の教育支援計画等の作成率及び引継ぎ率の向上が必要になります（表 7）。

また、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が通常の学級にも在籍していることから、すべての教員や保育士の知識・技能を高めていく必要があります（図 4 1）。

更に、本人及び保護者の意向を最大限に尊重して、総合的な観点から就学先を決定することを推進するとともに、共生社会の形成に向けて、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に推進していくことが求められています。

平成 26 年度 小・中学校における個別の教育支援計画等の作成・引継ぎ状況について（表 7）

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒についての個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率  
(名古屋市を除く)

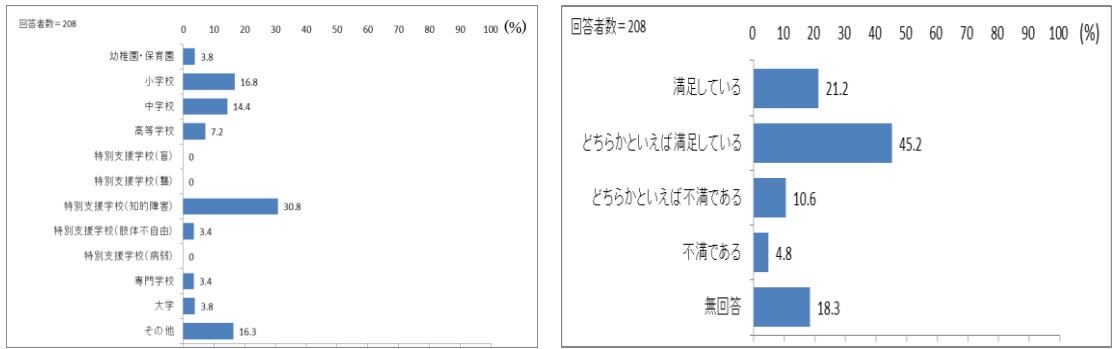
	①個別の教育支援計画の作成率			②個別の指導計画の作成率		
	小学校	中学校	小中計	小学校	中学校	小中計
通常の学級	49.4%	46.4%	49.4%	57.3%	49.1%	56.6%
特別支援学級	99.4%	99.1%	99.3%	99.1%	99.0%	99.1%
全体	62.9%	68.5%	64.6%	68.6%	70.0%	69.5%

(2) 中学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に関する支援情報の高等学校等への引継ぎ率  
(名古屋市を除く)

	公立高校・私立高校・教育訓練機関等	特別支援学校	就職	その他	合計
平成24年3月	15%	72%	4%	4%	39%
平成25年3月	17%	87%	0%	13%	44%
平成26年3月	21%	90%	9%	13%	51%

資料 愛知県教育委員会

◆ 通学している学校の種類と、ニーズに応じた教育や障害に応じた配慮などに対する満足度  
(図 4 1)

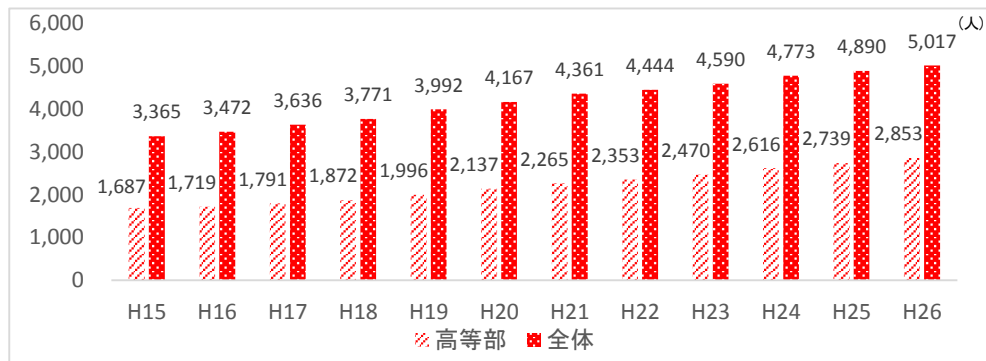


「愛知県障害者基礎調査 (平成 27(2015)年度)」(愛知県健康福祉部)

○ 本県の知的障害特別支援学校は、近年、中学校の特別支援学級や特別支援学校中学部の卒業生の増加と、高等部への進学率の上昇に伴い、生徒数・学級数が増加し、教室数の不足等の問題が顕在化しています(図 4 2)。

また、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化がみられ、一人一人の教育的ニーズに応じた必要な支援及び適切な指導が求められています。

知的障害特別支援学校の児童生徒の推移 (全体及び高等部) [国公立] (図 4 2)



知的障害特別支援学校の保有する普通教室数と平成 27 年度の学級数との比較

学校名	普通教室数	H27学級数	不足教室数	学校名	普通教室数	H27学級数	不足教室数		
県立	みあい	35	44	9	名古屋市立	西	32	42	10
	一宮東	52	63	11		南	39	38	0
	半田	59	79	20		南(分校)	16	13	0
	春日台	56	80	24		天白	19	25	6
	豊川	55	59	4		守山	44	49	5
	安城	63	77	14					
	いなざわ	46	54	8					
	佐織	43	45	2					
三好	61	70	9						

資料 愛知県教育委員会

## 施策の方向性

### (特別支援教育の推進)

- 市町村ごとに小・中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況の調査を行い、市町村の作成率向上の取組を促すなどして、平成 30(2018)年度までに作成率 100%となるよう取り組みます。  
あわせて校内委員会が十分に機能するように特別支援教育コーディネーターの更なる専門性の向上を図り、校内支援体制の整備に取り組みます。【教育委員会】
- 教員などの特別支援教育に関する知識・技能、指導力の向上を図るため、各種研修・研究を充実させます。また、小・中学校や高等学校と特別支援学校との間の教員の人事交流の促進、及び特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上(平成 26(2014)年度実績:愛知県 22.0%、全国 30.4%)に努めることで、教員の指導力の向上を図ります。【教育委員会】
- 障害の状態、本人の教育的ニーズ、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から市町村教育委員会が就学先を決定することができるよう支援します。また、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を実施するに当たっては、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、社会性を養い、豊かな人間性を育て多様性を尊重する心を育むというねらいを明確にし、更なる推進を図ります。更に、障害のある子どもが十分な支援を受けるための合理的配慮の提供に向けて、人的配置や環境整備の充実について検討していきます。【教育委員会】

### <主要な取組>

- ◆ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上を促すとともに、個別の教育支援計画を確実に進学先や進路先へ引き継ぐよう、その重要性を示した「教育支援リーフレット」などを活用しながら市町村に働きかけます。【教育委員会】
- ◆ 高等学校では、中学校から提出された個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえて、特別な支援を必要とする生徒について個別の指導計画等を確実に作成・活用し、校内における生徒の適切な支援・指導に関する共通理解を図っていきます。【教育委員会】
- ◆ 校内委員会が十分に機能するように、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修に加え、各地域全体の特別支援教育の推進役となる特別支援教育コーディネーターを養成するために、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修<応用編>を実施します。【教育委員会】
- ◆ 市町村教育委員会へ「特別支援教育連携協議会」の設置を働きかけ、「幼稚園・保育所から就学」、「中学校から高等学校」への移行支援を行うネットワークづくりを推進します。【教育委員会】

- ◆ 特別支援学級担当教員や通級による指導担当教員はもとより、管理職や特別支援教育コーディネーター、更には、通常の学級担任など、様々な立場や役割に応じた研修の充実を図ります。【教育委員会】
- ◆ 通級による指導で蓄積した支援の実践を踏まえて、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する支援・指導方法の研究をモデル事業として実施し、その成果を「指導事例集」としてまとめて県内に広く周知し、県内全域の特別支援教育の指導力向上を図ります。【教育委員会】
- ◆ 小中学校や高等学校と特別支援学校との間の教員の人事交流を促進するとともに、特別支援学校教諭免許状等の取得のために、大学の教職課程によらず必要な単位を修得するために開設されている認定講習を、人事交流期間中に効率よく受講できるようにするなどの方策を検討します。【教育委員会】
- ◆ 特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対して、免許状取得を促進するための方策を検討します。【教育委員会】
- ◆ 平成 25(2013)年 9 月の学校教育法施行令改正を踏まえ、新たな就学先決定の仕組みを示した「教育支援の手引」を活用して、障害のある子どもやその家族の希望を最大限尊重しつつ、市町村教育委員会が総合的な観点から就学先を決定することができるよう引き続き支援します。【教育委員会】
- ◆ 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業の成果を踏まえ、小中学校と特別支援学校との間で行われている交流及び共同学習を積極的に推進します。【教育委員会】
- ◆ 障害のある子にも障害のない子にも適切な支援・指導がなされるよう、障害者権利条約等の趣旨を全教職員へ伝えていきます。【教育委員会】

### (特別支援学校の充実)

- 特別支援学校の教室不足に対応するため、近隣の特別支援学校の通学区域の見直しを行い、関係する市町村と協議・連携しながら、緊急性の高いところから順次新たな学校の設置を進めます。また、必要に応じて、小・中学校や高等学校の余裕教室などの施設を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。【教育委員会】
- スクールバス利用希望者のニーズへの対応や通学時間の短縮を図るため、スクールバスの増車を図ります。また、医療的ケアを受ける幼児児童生徒数の増加、医療的ケアの内容の複雑化・多様化に対応するための特別支援学校における看護師の配置を進めるなど、幼児児童生徒への支援の充実を図ります。【教育委員会】

### <主要な取組>

- ◆ 県立半田特別支援学校（知的障害）及び県立春日台特別支援学校（知的障害）における教室不足を解消するため、平成 30(2018)年度の開校を目標に県立大府特

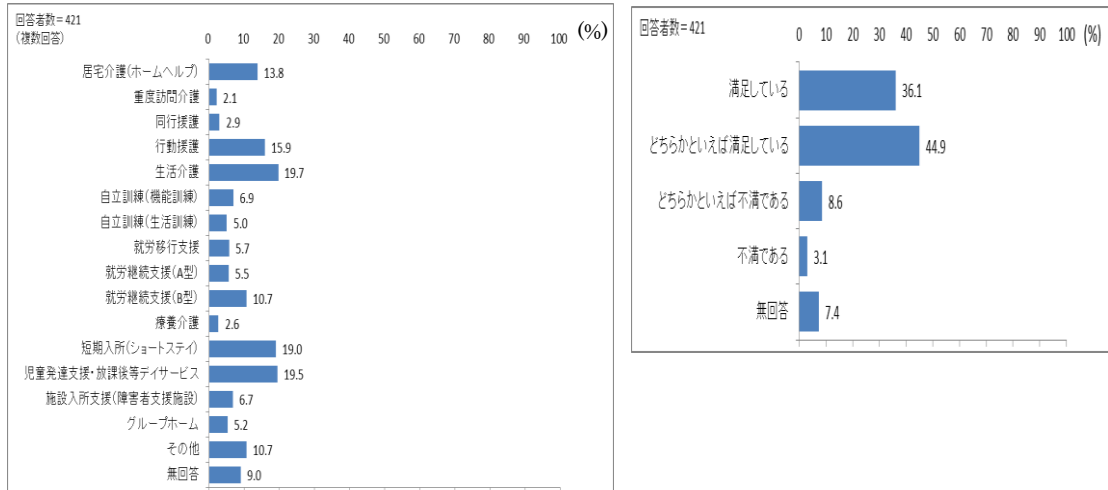
別支援学校（病弱）の敷地内に知多地区新設特別支援学校（知的障害）、平成31(2019)年度の開校を目標に瀬戸市南山口町内に尾張北東地区新設特別支援学校（知的障害）の設置を進めます。【教育委員会】

- ◆ 必要に応じて、小・中学校や高等学校の余裕教室などの施設を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。【教育委員会】
- ◆ 肢体不自由特別支援学校においては、スクールバスで通学する児童生徒の乗車時間が最大 60 分程度となるように、緊急性の高い学校から順次、リフト付きスクールバスの増車を進めます。【教育委員会】
- ◆ 知的障害特別支援学校においては、児童生徒数の増加に伴うスクールバス利用希望者のニーズに適切に対応するため、緊急性の高い学校から順次、スクールバスの増車を進めます。【教育委員会】
- ◆ 東三河地区の特別支援学校は、通学区域が広域であるという地域事情から、平成26(2014)年4月に県立田口高等学校内に県立豊橋特別支援学校山嶺教室を開設し、長時間通学の解消を図っています。【教育委員会】
- ◆ 医療的ケアの充実のため、引き続き県立肢体不自由特別支援学校に1名ずつ常勤看護師を、聾学校・病弱特別支援学校に非常勤看護師を引き続き配置します。【教育委員会】

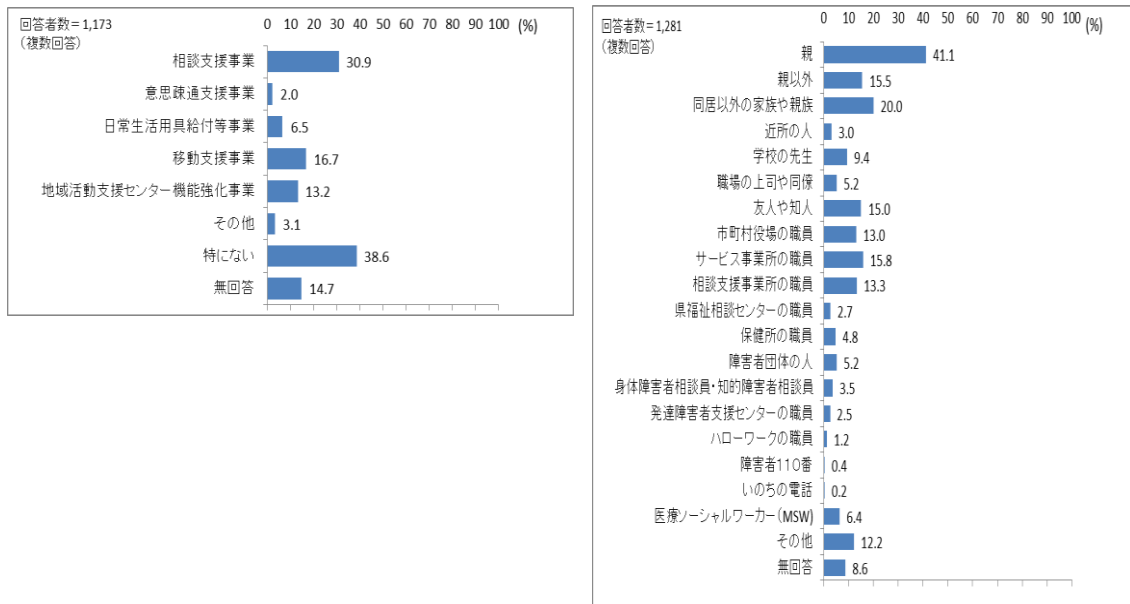
## 課題2. 障害のある人の地域生活支援と療育支援

- 障害のある人が身近な地域で自立した生活を送っていただくためには、安心して生活できる住居が不可欠であり、特にグループホームの整備促進により、住まいの場を確保することが重要です。
- また、障害のある人やその家族のニーズを適切に地域の福祉サービスにつないでいくことが重要です（図4 3, 4 4）。
- 障害者権利条約を踏まえた障害者基本法では、言語に手話を含むことを定義し、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保と、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨としています。また、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例では、社会的障壁の除去に向けた取組が求められており、手話及び障害のある人との意思疎通のための手段の選択とその利用の機会を広げていく必要があります（図4 5）。
- 障害者総合支援法において、制度の谷間なく支援を提供する観点から障害のある人の定義に難病等が加えられており、発達障害児者や難病患者など障害者手帳の有無に関わらず、適切な支援が円滑に受けられることが求められています。
- 特に発達障害のある子どもについては、知的障害を伴わないケースもあることから、健診のみでは発見が難しく、家庭や保育、教育の現場等の日常生活の場において、「気になる子」として初めて気付かれることがあるため、障害の確定診断にかかわらず、「気になる子」の段階で早期に適切な支援につなげていくことが重要です。
- 更に、今後、本県においても急速な高齢化の進行が見込まれており、これに伴う高齢の障害のある人の増加に着実に対応していく必要があります。  
また、65歳以上の障害のある人については、原則として、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要になります。しかし、介護保険に相当するサービスがない場合等は、障害福祉サービスも併せて利用できることから、市町村において、障害のある人のニーズや状況に応じた適切な対応が求められています。
- 平成27(2015)年3月に策定した「第4期愛知県障害福祉計画」において、福祉施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害のある人の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備について成果目標を定めたところであり、目標達成に向けて着実に取り組んでいく必要があります（図4 6）。

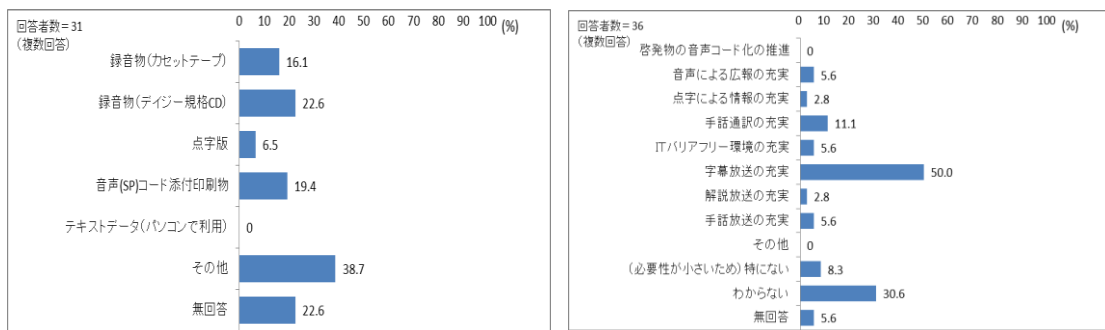
### 利用している障害福祉サービスと、その満足度 (図 4 3)



### ◆ その他の福祉サービスの今後の利用意向と、困った時の相談先 (図 4 4)



### ◆ 視覚障害のある人が希望する情報媒体と、聴覚障害のある人のコミュニケーション手段 (図 4 5)

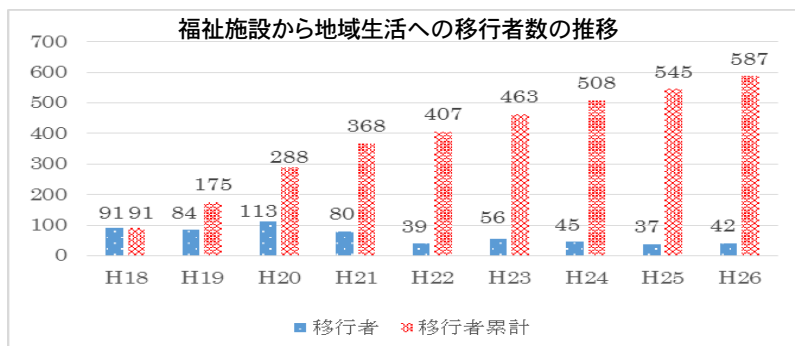


「愛知県障害者基礎調査 (平成 27 年度)」(愛知県健康福祉部)

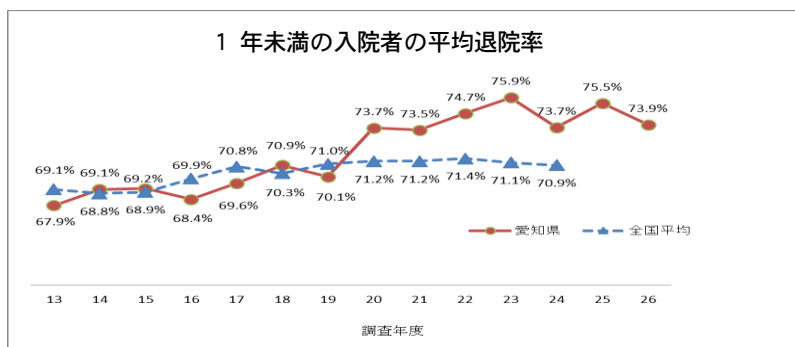
## 愛知県障害福祉計画における地域生活への移行に関する目標と実績（図4-6）

### ○第3期計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）

〔目標〕：福祉施設入所から地域生活への移行者を、平成26(2014)年度までに累計1,316人とする



〔目標〕：精神障害のある人（1年未満の入院者）の平成26(2014)年度における平均退院率を76%とする



### ○第4期計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）

〔目標〕：平成29(2017)年度末までに、各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する

資料 愛知県健康福祉部

- 障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目のない支援を提供することが重要です。また、重度の発達障害や重症心身障害児者が、できる限り身近な地域で専門的な医療や療育が受けられることが必要です。
- 障害のある人やその家族、地域住民、NPOなどが行う活動は、障害のある人の社会参加を促進し、地域における障害への理解を深めることにつながるとともに、本人や家族同士の交流を通じて、悩みや不安を解消できる場となることから、一層促進していくことが必要です。



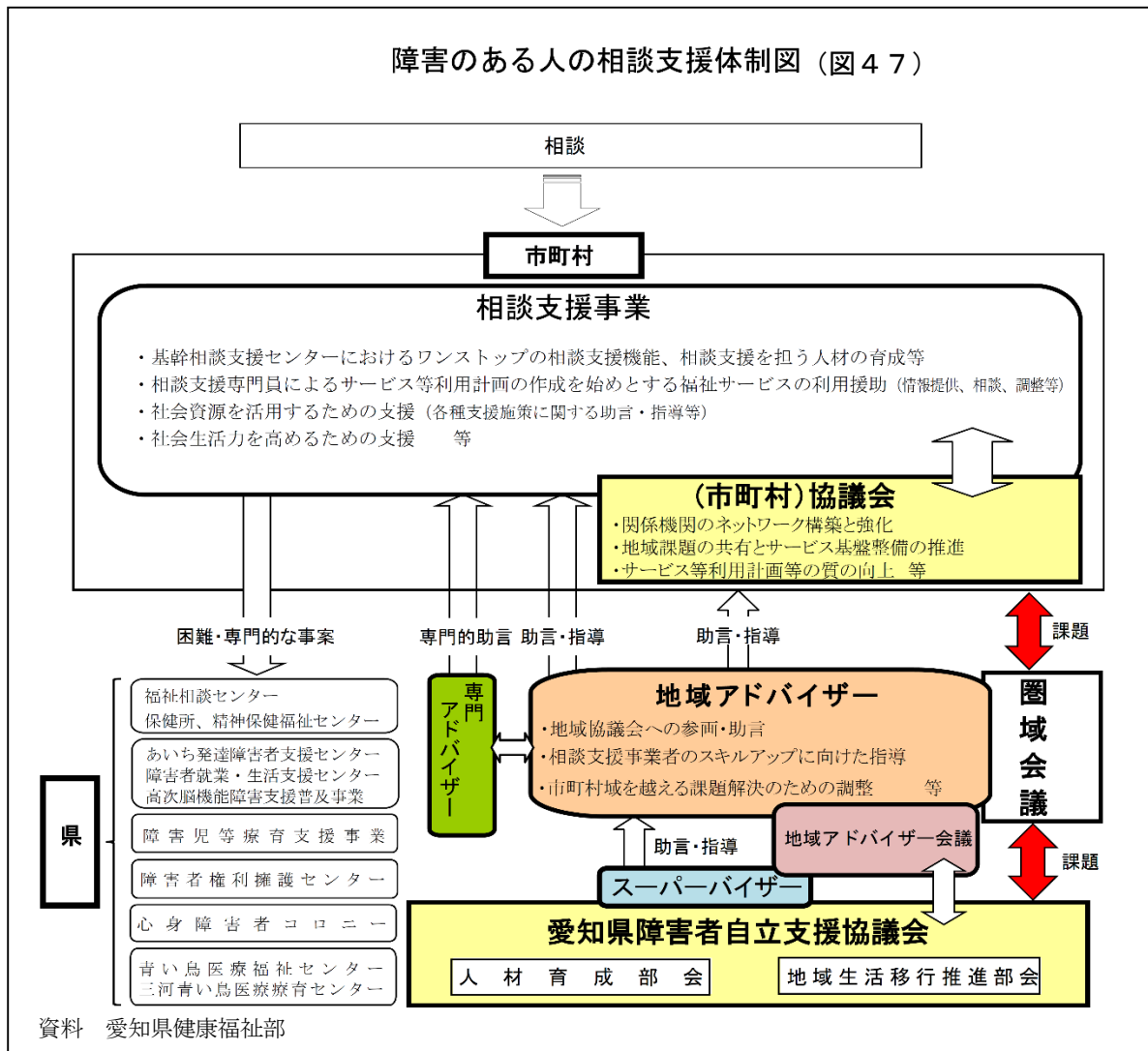
## 施策の方向性

### (地域生活を支える体制の整備)

○ 障害のある人の地域生活への移行後の主な住まいの場となるグループホームの整備促進を図るとともに、グループホームの開設から運営までをサポートする支援を進めていきます。【障害福祉課】

○ 地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例、専門分野に係る助言及び相談支援事業者のスキルアップに向けた指導による市町村への支援を行うとともに、相談支援に係る主導的役割が期待される市町村基幹相談支援センターの設置促進を図ります（図47）。

また、障害のある人の高齢化・障害の重度化等を見据えて、地域における障害のある人の生活支援のために求められる機能を集約した地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。【障害福祉課】



- 視覚障害、聴覚障害などの障害のある人が、手話や筆談、点字など障害の特性に応じた手段により情報を取得し意思表示やコミュニケーション等の意思疎通をすることは、日常生活を営む上で必要不可欠であるため、手話及び意思疎通のための手段の普及並びに手話及び意思疎通のための手段を利用しやすい環境の整備に努め、コミュニケーション環境の充実を図ります。  
また、障害のある人が、その活動範囲を広げ、積極的に社会参加することは、視聴覚障害のある人の自己実現や生活の質の向上につながるため、コミュニケーション環境の充実にあわせて、移動支援の充実などにより社会参加を促進します。【障害福祉課】
- 発達障害児者への支援の推進として、発達障害の特性に応じた相談支援を担う人材の育成と活用により市町村の支援体制の強化を図ります。【障害福祉課】
- 高次脳機能障害のある人への支援の推進として、日常生活や社会復帰に向けた支援及びリハビリテーション等に関する専門的な相談支援体制の充実を図ります。【障害福祉課】
- 難病患者に対しては、総合的な相談・支援体制の充実や在宅療養上の適切な支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上を図ります。【障害福祉課、健康対策課】
- 障害者総合支援法附則の規定に基づく法施行後3年後（平成28(2016)年4月）の見直しの中で、国は、高齢の障害のある人に対する支援の在り方について検討することとしており、県としてはその動向を注視しながら、高齢の障害のある人が地域において安心して暮らせる社会づくりを進めていきます。【障害福祉課】

### ＜主要な取組＞

- ◆ グループホームの整備促進事業として、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費の助成を行います。また、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば寄宿舍への用途変更を不要とする本県独自の建築基準法の規制緩和策や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図るとともに、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催します。【障害福祉課、建設部】
- ◆ 共同生活よりも一人で暮らしたいというニーズに応えるために、グループホームの新たな支援形態として平成26(2014)年4月から創設された本体住居との連携を前提としたサテライト型住居の設置を、グループホーム運営事業者に働きかけていきます。【障害福祉課】

- ◆ 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画の作成ができるよう相談支援専門員の確保を図っていきます。【障害福祉課】
- ◆ 市町村が行う相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、各障害保健福祉圏域へのアドバイザーの設置やスーパーバイズ機能の強化を図るとともに、市町村の相談支援体制の充実のため、広域的見地から協議を行う場として、引き続き、県障害者自立支援協議会や障害保健福祉圏域会議を開催し、広域的な支援を行います。【障害福祉課】
- ◆ 基幹相談支援センターは、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護、虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、更に地域の相談支援従事者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているため、障害保健福祉圏域会議等を通じて、設置を促進していきます。【障害福祉課】
- ◆ 地域生活支援拠点等の整備については、地域アドバイザーを活用するとともに、障害保健福祉圏域会議を通じ、各市町村の取組状況を集約しながら、各市町村又は各障害保健福祉圏域における整備を働きかけていきます。
- ◆ 視聴覚障害のある人を始めとした障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるようにして、個々の障害に対応した支援の充実を図るため、手話及び意思疎通のための手段について学ぶ機会の確保や情報発信等を行い、情報のバリアフリー化を進めます。【障害福祉課】
- ◆ コミュニケーション環境の充実を図るとともに、災害時における意思疎通支援の充実を図るため、手話通訳等を行う者の養成・派遣や聴覚障害のある人に関する相談等を行う聴覚障害者情報拠点施設に対する運営費の助成を行います。【障害福祉課】
- ◆ 社会参加を促進するため、障害のある人の外出の際の移動を支援するサービスである移動支援の促進や、視覚と聴覚両方に障害のある人の通訳・介助サービスなどを始めとした社会参加促進事業を実施します。【障害福祉課】
- ◆ 重度の視覚障害のある人の移動支援（同行援護）サービスが、必要な人に適切に利用されるよう、事業者の新規参入を促します。【障害福祉課】
- ◆ 発達障害のある人及びその可能性がある人に対する支援を総合的に行う拠点であるあいち発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人及びその可能性がある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、人材養成研修等により各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。【障害福祉課】
- ◆ 市町村における発達障害の相談支援体制の中核となる発達障害支援指導者を養成し、発達障害のある人及びその可能性がある人を支援する者に対する助言、指導等を行うとともに、関係機関の連携を進め、地域の支援体制の充実を図ります。【障害福祉課】

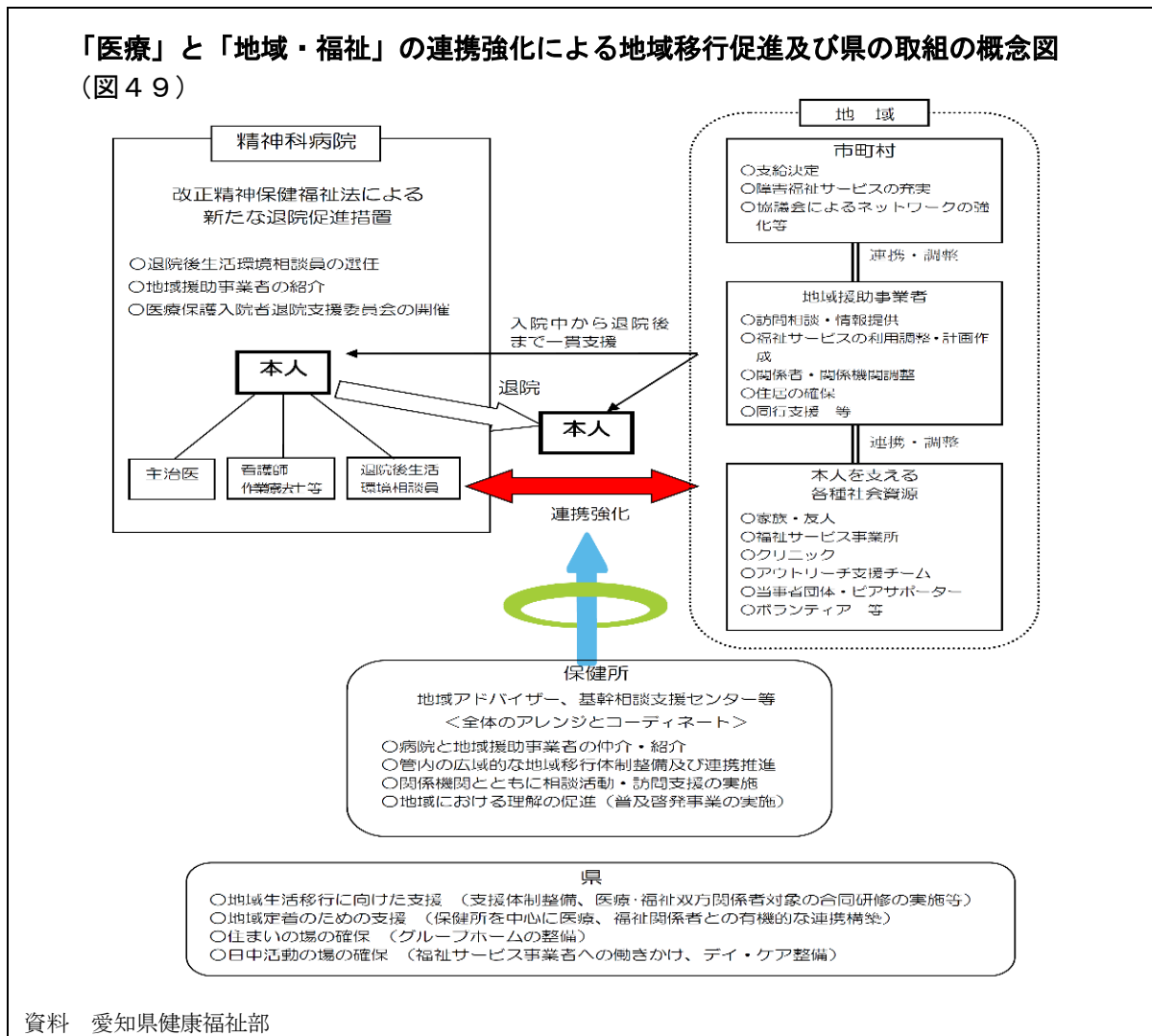
- ◆ 高次脳機能障害のある人に対しては、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点機関とし、専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施していきます。【障害福祉課】
- ◆ 難病のうち、障害者総合支援法の対象となる疾病に該当すれば必要と認められる障害福祉サービス等を受給できるなどの基本的な制度内容について医療機関等に周知を図るとともに、難病患者に対する障害福祉サービス等の支給決定に当たっては、各市町村において円滑な事務が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。【障害福祉課、健康対策課】
- ◆ 難病相談支援センター等において、地域で生活する難病患者の日常生活における相談や支援を行うなど、ニーズに対応したきめ細やかな支援を行います。【健康対策課】
- ◆ 医療費の負担軽減のため、障害児者に対して、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給制度により、必要な医療に要する費用の一部を支給するとともに、指定難病患者に対しては、難病法に基づく特定医療費助成制度により治療に係る保険診療の患者負担の一部についての助成を行います。【障害福祉課、健康対策課】
- ◆ 高齢の障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。【医療福祉計画課、高齢福祉課】
- ◆ 高齢の障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、県障害者自立支援協議会や各障害保健福祉圏域会議等の相談支援体制を通じ、各市町村、障害者就業・生活支援センター及び地域包括支援センターなどの関係機関の連携を強化します。【障害福祉課】

## (医療・療育支援の充実)

- 障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置付けるとともに、在宅での療育に関する相談や指導を行うなどのほか、子育て支援関係施策とも連携しながら、教育委員会等教育関係機関等と協働して障害のある子どもへの支援に取り組みます。【障害福祉課】
- 重症心身障害児者など医療的ケアが必要な障害児者が、身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりに向け、重症心身障害児者のための施設や病床の整備など地域における拠点施設の整備を進めていくとともに、その拠点施設を中心に短期入所や日中支援サービスを行い、在宅支援の充実を図ります（図48）。【障害福祉課】



- 精神障害のある人の地域移行を着実に進めるためには、長期入院の予防と解消が重要であり、入院者の退院意欲を高め、家族の理解及び協力を得ることのほか、送り出す病院側と受け入れる地域との連絡調整や、移行後もその地域で安心して生活できるよう支援するシステムづくりを進めていきます（図49）。【障害福祉課】



### <主要な取組>

- ◆ 市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要となるときに利用できるよう児童発達支援・放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備に努めます。【障害福祉課】
- ◆ 在宅での療育に関する相談や指導を行う障害児等療育支援事業を実施する支援・拠点施設を中心として、地域における療育支援体制の充実を図ります。【障害福祉課】
- ◆ 三河地域における重症心身障害児者の施設の不足に対応するため、第二青い鳥学園を移転改築し、重症心身障害児者及び肢体不自由児の支援拠点として整備を

進めていきます。【障害福祉課】

- ◆ 障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における拠点施設の整備を進めていきます。【障害福祉課】
- ◆ 愛知県心身障害者コロニーを、地域で生活する障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設「医療療育総合センター（仮称）」に再編整備していきます。再編整備にあわせて「医療療育総合センター（仮称）」を中心に、地域の関係機関との連携を深めていくため、「発達障害医療ネットワーク」及び「重症心身障害児者療育ネットワーク」の構築を進めていきます。【障害福祉課】
- ◆ 入院中の精神障害のある人の地域移行・地域定着を促進するためには、医療と福祉の連携強化が重要です。このため、保健所・地域アドバイザー・基幹相談支援センター等の関係機関が連携のコーディネーター役となり、地域移行と地域支援を行う体制整備を進めます。【障害福祉課】
- ◆ 入院中から一貫した支援を行うためには、地域における福祉サービスの提供主体である市町村の役割が重要であることから、市町村を中心とする地域自立支援協議会と保健所を中心とする地域精神保健福祉推進協議会等の連携体制の強化を図ります。【障害福祉課】
- ◆ 退院後の地域定着のため、保健・福祉に医療を加えた包括的支援を行うアウトリーチ（訪問支援）活動の実施体制整備に努めます。【障害福祉課】

### （障害のある人やその家族等が行う活動への支援）

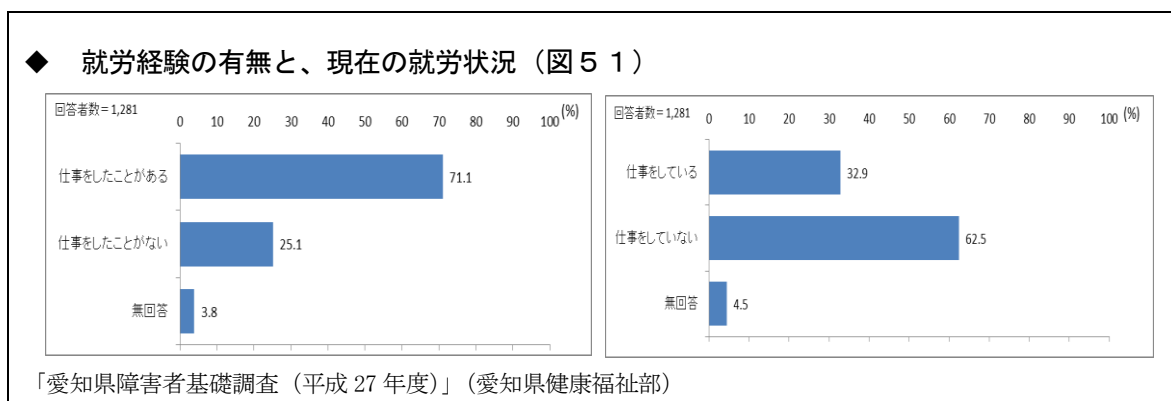
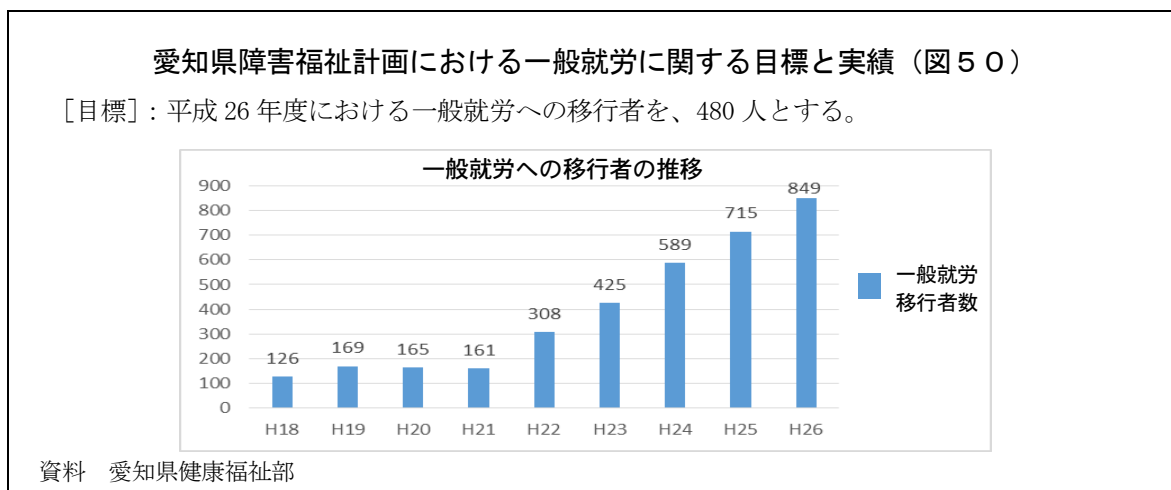
- 障害のある人の社会参加を促進し、地域における障害への理解を深めるとともに、本人や家族同士の交流を通して悩みや不安を軽減できる場として大きな役割を担う障害のある人やその家族、地域住民、NPO 等が行う活動を支援していきます。【障害福祉課】

### ＜主要な取組＞

- ◆ ボランティア活動や交流会、ペアレントメンターによる相談事業、精神障害に関するピア（仲間）サポートなど、障害のある人やその家族、NPO 等民間団体が行う活動について、県が発行する福祉ガイドブックへの掲載や県のホームページを通じた情報提供により周知を図ります。【障害福祉課】

### 課題3. 地域における就労支援の充実

- 安定した地域生活を継続していくためには、就労が重要な要素となります。福祉施設から民間企業等への就労は、年々増加傾向にあり、平成26(2014)年度の一般就労移行者は849人と、平成22(2010)年度の308人と比較すると、2.8倍程度となっています(図50)。引き続き、働く意欲がある障害のある人が、特性に応じて能力を十分発揮できるよう、職業能力開発から就労・定着までの切れ目ない支援が必要となります(図51)。
- 平成27(2015)年3月に策定した「第4期愛知県障害福祉計画」において、福祉施設から一般就労への移行について成果目標を定めたところであり、目標達成に向けて着実に取り組んでいく必要があります。
- 特別支援学校から一般就労への移行を推進することも重要です。平成26(2014)年度の特別支援学校から民間企業等への就労の割合は、36.7%と、全国平均の28.8%よりやや高い数値となっているものの、平成20(2008)年度以降40%を下回る状況が続いており、また、就職する業種も製造業が約50%と高い割合を占めていることから、職業教育の更なる充実を図り、幅広い業種への一般就労を推進していく必要があります(図52)。





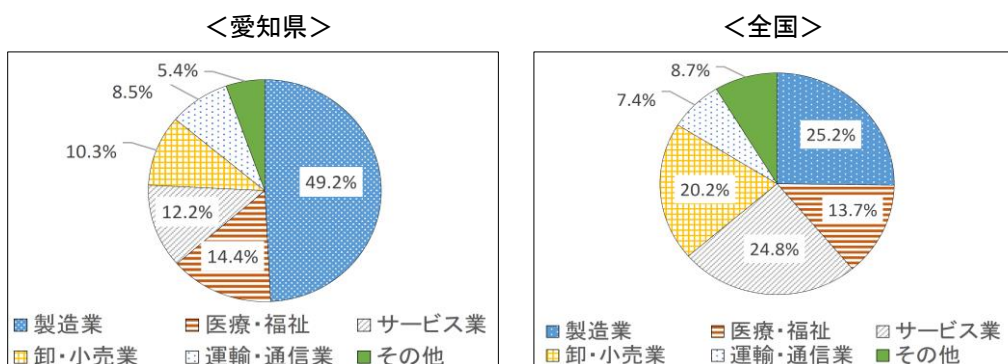
### 特別支援学校からの一般就労への移行状況（図52）

#### (1) 県立特別支援学校高等部卒業後の進路

進路 年度	一般就労	福祉的就労	進学 (大学等)	医療機関 (入院等)	その他	合計
H22	296人(36.7%)	430人(53.3%)	55人(6.8%)	2人(0.3%)	23人(2.9%)	806人
H23	287人(37.4%)	416人(54.2%)	41人(5.3%)	0人(0%)	24人(3.1%)	768人
H24	330人(39.6%)	427人(51.2%)	40人(4.8%)	1人(0.1%)	36人(4.3%)	834人
H25	323人(38.1%)	462人(54.5%)	36人(4.2%)	4人(0.5%)	23人(2.7%)	848人
H26	318人(36.7%)	487人(56.2%)	34人(3.9%)	3人(0.4%)	24人(2.8%)	866人
全国(H26)	5,909人(28.8%)	2,748人(62.1%)	804人(3.9%)	213人(1.0%)	858人(4.2%)	20,532人

(注) 特別支援学校からの一般就労には移行先に就労継続支援A型を含む。

#### (2) 就職者の業種別割合(H26実績)



資料 愛知県教育委員会

- 福祉施設から一般就労への移行を推進していく一方で、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場も求められています。

福祉的就労の場となる就労継続支援事業所における平成26(2014)年度の平均月額工賃は、就労継続支援事業所(A型)で70,846円、就労継続支援事業所(B型)で15,916円と民間企業等における賃金と比べ低い水準になっており、安定した地域生活を継続していくために、就労継続支援事業所における工賃向上を図る必要があります(表8)。

#### 福祉施設の平均月額工賃の状況(平成26年度)(表8)

区分	就労継続支援事業所(A型)	就労継続支援事業所(B型)
平均(月額)	70,846円	15,916円

※平成27年5月に行った平成26年度工賃実績調査で回答のあった569施設の状況

#### 参考 福祉施設の平均月額工賃(平成25年度)全国との比較

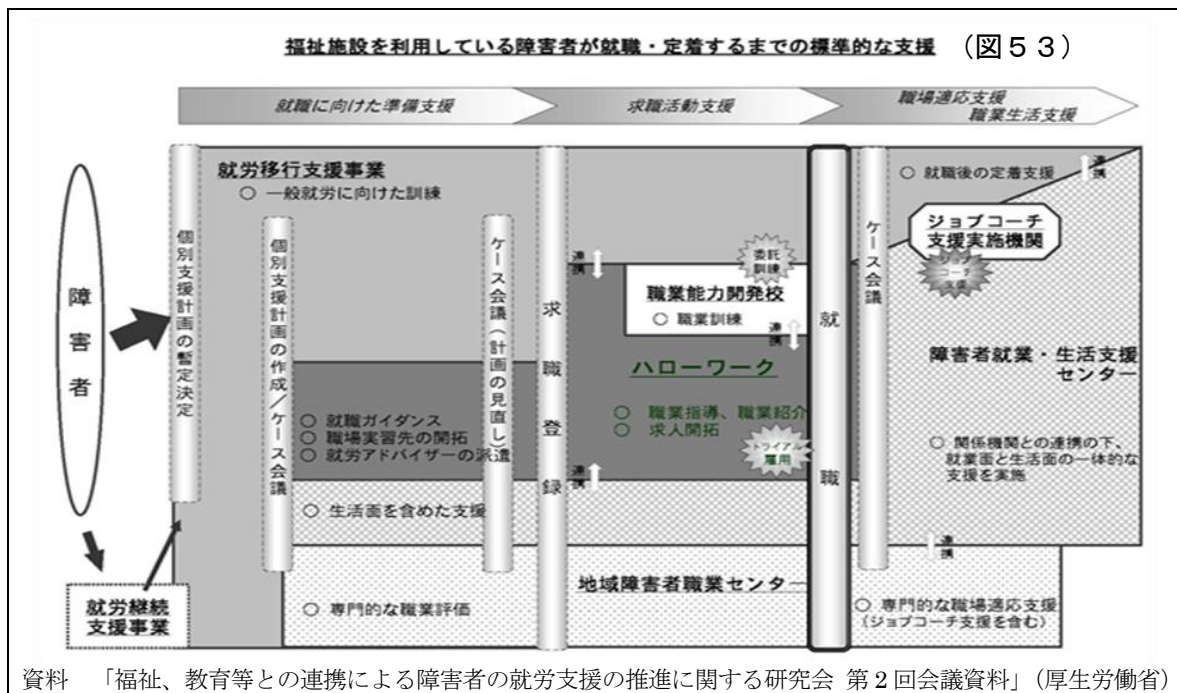
区分	就労継続支援事業所(A型)	就労継続支援事業所(B型)
全国	69,458円	14,437円
愛知県	71,252円	15,318円

資料 愛知県健康福祉部

## 施策の方向性

### (就労支援・雇用促進、職業能力の開発支援)

- 就労・雇用は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、特にこれまで福祉施設を利用していただいていた人が、民間企業等に就労することは、自立した地域生活を安定的かつ継続的に営む上で大きな意味を持つため、障害のある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、福祉関係機関と労働関係機関の連携を強化し、就労の機会を提供します(図53)。【障害福祉課、産業労働部】
- 障害のある人が、それぞれの職業能力やその障害の特性に応じた職業に就くために必要な基礎的な知識や技能の習得を支援し、雇用の機会をより確実にさせる職業能力開発を促進します。【産業労働部】



### <主要な取組>

- ◆ 障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催、障害者雇用優良事業所の表彰など障害者雇用に関する周知・啓発を行うとともに、障害者就職面接会の開催により就労の機会の提供に努めます。【産業労働部】
- ◆ 精神・発達障害のある人の就労支援と企業の雇用促進を図るため、労使双方向けのセミナーの開催や障害者雇用に関する事例集の作成などを行う精神・発達障害者雇用促進事業を実施します。【産業労働部】
- ◆ サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、事業所内や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労

移行支援事業に取り組む事業者の育成と量的確保及びサービスの質の確保を図ります。【障害福祉課】

- ◆ 愛知障害者職業能力開発校などにおいて、障害のある人の能力に合わせたきめ細かい職業訓練を実施します。【産業労働部】
- ◆ 企業、社会福祉法人、NPO 及び民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性、及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施します。【産業労働部】
- ◆ 障害のある人が、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の就労支援策を適切に利用できるよう、就労移行支援事業所と公共職業安定所（ハローワーク）、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、及び就業と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センター等の連携の強化を図ります。【産業労働部】

### （特別支援学校における職業教育の充実）

- 小学部、中学部、高等部の発達段階に応じた、一貫したキャリア教育を推進するとともに、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。【教育委員会】

### ＜主要な取組＞

- ◆ 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、キャリア教育推進事業として、ふれあい発見推進事業（小学部）、チャレンジ体験推進事業（中学部）、就労支援推進事業（高等部）を引き続き実施します。【教育委員会】
- ◆ 平成 27(2015)年度より、拠点校となる春日井高等特別支援学校、豊田高等特別支援学校の 2 校に、就労先の開拓などを担当する「就労アドバイザー」を各 1 名配置し、就労支援を引き続き推進します。【教育委員会】
- ◆ 学識経験者、企業関係者、労働部局関係者、福祉部局関係者、学校関係者等を委員とする「キャリア教育・就労支援推進委員会」において、就労支援策の検証や検討を行います。【教育委員会】

### （福祉的就労の充実）

- 福祉的就労の主な場となる就労継続支援事業所の整備を促進するとともに、人材の育成や官民一体となった取組や、福祉的就労における工賃水準の改善により、就労意欲の向上や技術向上を図り、民間企業等への一般就労を促進します。【障害福祉課、産業労働部】

### ＜主要な取組＞

- ◆ 障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するた

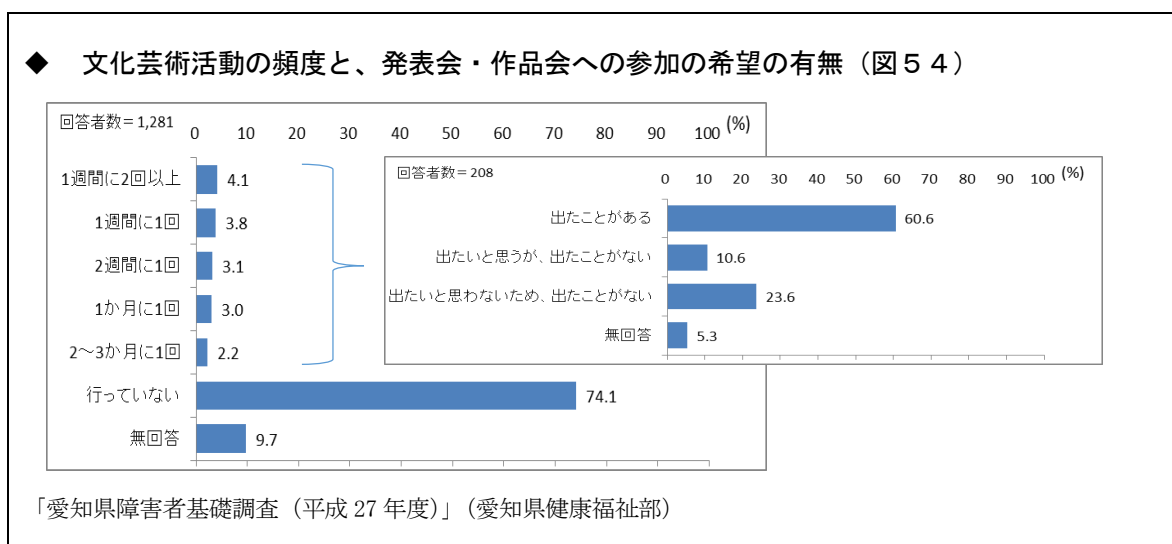
め、サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。【障害福祉課】

- ◆ 販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び就労継続支援事業所等の職員研修の実施等による工賃向上に取り組めます。【障害福祉課】
- ◆ 障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規定により国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進します。【障害福祉課、産業労働部】

## 課題4. 障害のある人の活躍の場の拡大

- 障害のある人の社会活動への参加は、障害のある人の自己実現や生活を豊かにするだけでなく、障害の有無を超えた人々の交流の機会となり、県民の障害に対する理解や認識を深めることにもつながります。
- 障害のある人が文化芸術活動に参加することは、日常の楽しみや充実した生活の実現につながるるとともに、障害の有無に関わらず一緒に創作活動を行うことや障害のある人の作品を多くの人に鑑賞してもらうことで、県民の障害に対する理解の促進にもなります。

本県では、障害のある人が創作活動を行い、作品を多くの人に鑑賞してもらう機会を提供すること等を目的として、絵画教室等の出前講座を行う芸術活動支援事業を実施するとともに、平成 26(2014)年度から「あいちアール・ブリュット展 (障害者アート展)」を開催しており、引き続き障害のある人が文化芸術に接する機会を提供していくことが求められています (図 5 4)。

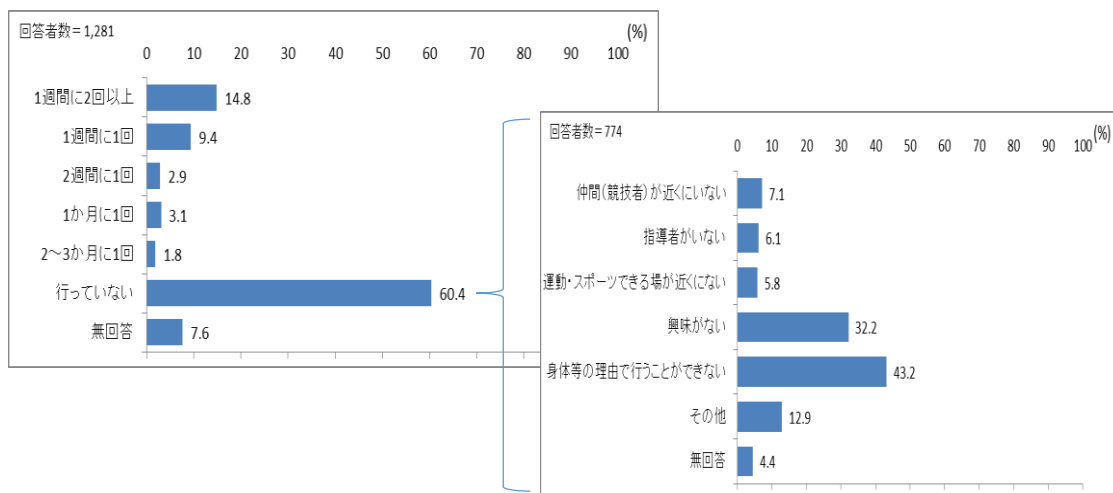


- 平成 23(2011)年施行のスポーツ基本法において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と規定されています。

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・リハビリテーション等に大いに役立つだけでなく、スポーツを通して、障害のある人の自己実現や障害の有無を超えた人々の交流の機会となるため、障害のある人が自立的かつ積極的にスポーツを行える環境づくりを進めていくことが求められています (図 5 5)。

また、平成 32 (2020) 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、スポーツに対する関心が高まる中、スポーツを楽しむ障害のある人の増加を図るとともに、国際大会等で活躍するトップアスリートの育成など、高いレベルを目指す人を支援する取組も進めていく必要があります。

◆ スポーツの頻度と、スポーツを行わない理由（図 5 5）



「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）

**施策の方向性**

**（障害者アートの推進）**

- 障害のある人による芸術作品を広く県民が鑑賞できる場となるアート展の開催や芸術大学等の協力を得て特別支援学校や福祉施設における文化芸術活動を支援することにより、障害のある人が文化芸術に接する機会の拡大を図ります。【障害福祉課】

**<主要な取組>**

- ◆ 「あいちアール・ブリュット展（障害者アート展）」と芸術活動支援事業からなる障害者芸術活動参加促進事業を実施し、引き続き障害のある方の社会参加の機会拡大を図ります。

そのうち、芸術活動支援事業は、県内の芸術大学等の教員や学生等が県内の障害者支援施設に出向き、絵画教室等の出前講座を開催し、芸術活動の素晴らしさを伝えるとともに、利用者と一緒に作品の制作等を行うものです。【障害福祉課】

- ◆ 平成 28(2016)年度は、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2016」、「第 31 回国民文化祭・あいち 2016」、「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」と、大規模な文化行事を連続して開催する「芸術・アートの年」であり、このうち「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」（平成 28(2016)年 12 月）では、障害のある人の社会参加と、県民の障害に対する理解の更なる促進を図ります。【障害福祉課】

## (障害者スポーツの推進)

- 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害特性に応じたスポーツを楽しむ環境づくりを進め、障害の状態に応じたスポーツ大会の開催や指導者の養成などを行うとともに、東京パラリンピック出場を目指す強化指定選手の遠征や強化合宿、競技用具購入等に対する経費の補助や、障害者スポーツを推進する事業者への運営に関する経費の助成を行います。【障害福祉課、教育委員会】
  
- 平成 32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツに対する関心が高まる中、更なる障害者スポーツの推進を図ります。【障害福祉課、教育委員会】

## <主要な取組>

- ◆ 障害者スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、障害のある人の体力の維持・増強を図るとともに、県民の理解と関心を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進します。【障害福祉課】
- ◆ 毎年度、国民体育大会終了後に同開催地都道府県で開催される全国障害者スポーツ大会に、愛知県選手団を派遣します。また、障害者スポーツ指導員の養成や障害者スポーツ教室を実施している愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンターの運営に要する経費を助成します。【障害福祉課】
- ◆ 平成 26(2014)年から、毎年 3 月に開催する「マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知」の中で、女性の車いすマラソン大会である「ナゴヤウイメンズホイールチェアマラソン」を開催しており、引き続き実施していきます。【振興部】
- ◆ スポーツを楽しむ障害のある人を増やしていくとともに、既に障害者スポーツに取り組んでいる障害のある人のレベルアップを図るため、平成 27(2015)年度から、パラリンピック競技種目を中心に愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指導を実施しています。【障害福祉課】
- ◆ 東京パラリンピックに向けた選手強化事業を実施し、本県にゆかりのある選手が多数出場できるよう、強化指定選手の活動の支援に取り組みます。【教育委員会】

## 課題5. 社会全体で支える環境の整備

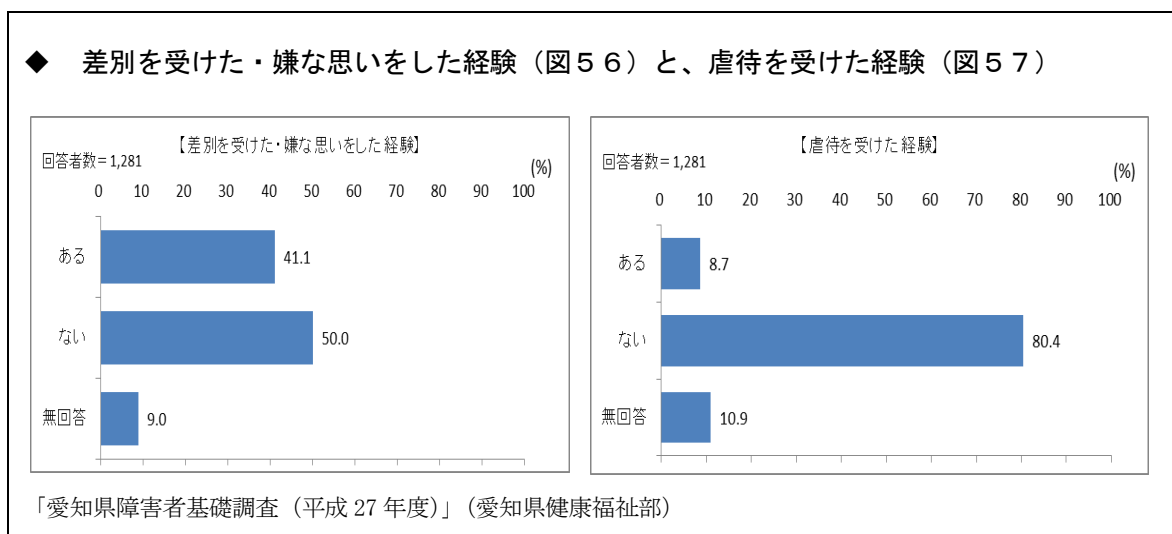
- 障害や障害のある人への誤解や偏見等により、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁も存在しています（図56）。

そのような状況のもとで、我が国は、平成19(2007)年に障害者権利条約に署名して以来、平成23(2011)年の「障害者基本法」の改正、平成24(2012)年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）の施行、平成25(2013)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の制定など障害のある人の権利擁護に関する国内法の整備を進め、平成26(2014)年1月に障害者権利条約を締結しました。

- 障害者差別解消法は、障害のある人が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を受けることができない状況を解消するため、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものであり、平成28(2016)年4月から施行されます。

本県においては、障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消への意識や気運を高めるために、基本理念や県・県民・事業者の責務を定めた愛知県障害者差別解消推進条例を平成27(2015)年12月に制定しました。

- また、平成24(2012)年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、県に「障害者権利擁護センター」を、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置しており、引き続き、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた人の保護や相談を行い、障害のある人の権利を擁護していく必要があります（図57）。





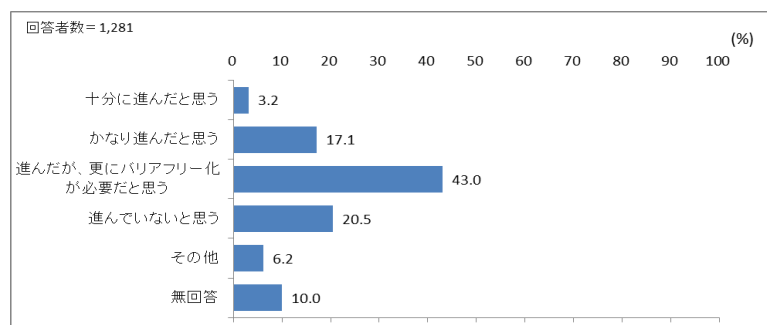
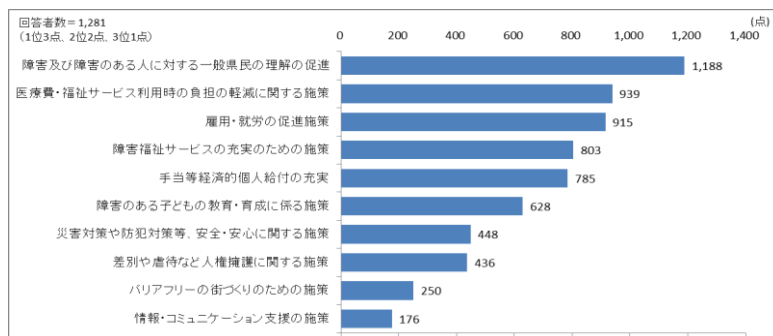
- 平成 25(2013)年に国が策定した第 3 次障害者基本計画においては、我が国が目指すべき社会は障害の有無に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であるとされています。共生社会においては、障害のある人は、社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するとあります。

国の障害者制度改革が進められる中で、障害の概念について、障害は、個人に属するものではなく、社会との関係によって生じるとの考え方（「社会モデル」）が取り入れられ、障害のある人への支援とあわせて、社会側が変わっていくことで、障害のある人が暮らしやすい環境をつくっていくことが求められています。

また、障害者差別解消法では、合理的配慮を的確に行うための環境整備に努めることとしており、国及び市町村と連携して、障害や障害のある人に対する県民の理解促進などによる心のバリアを解消するとともに、街のバリアフリー化などによるハード面のバリアを解消していく必要があります（図 5 8）。

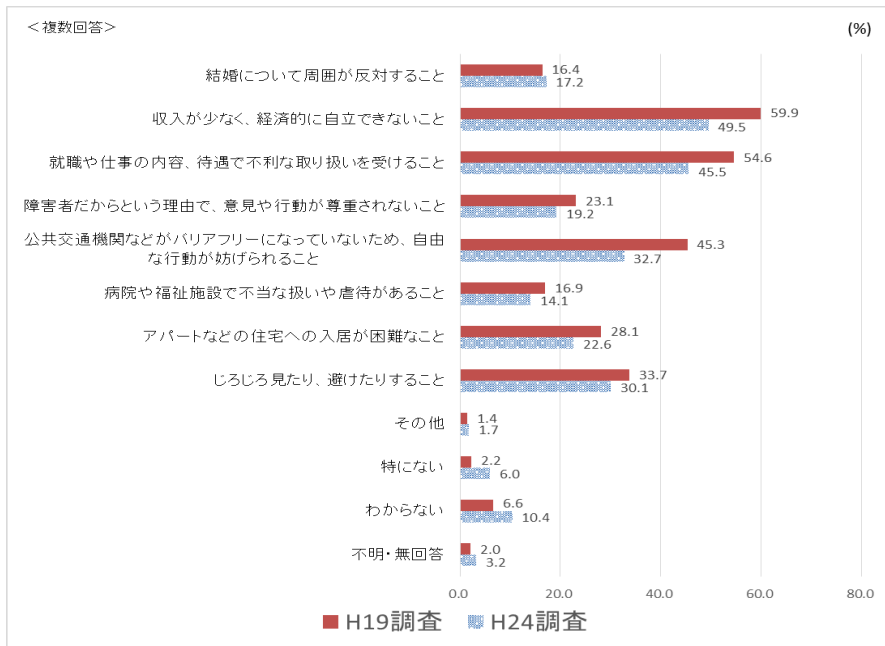
更に、障害のあることに加え、女性であることや外国人であることで複合的に困難な状況に置かれている人が、自立し、安心して暮らしていけるよう人権尊重や男女の違い、個人の置かれた状況に配慮したきめ細やかな支援を行っていく必要があります（図 5 9、図 6 0）。

◆ 最も優先すべき県の施策（優先順位上位 3 つを点数化）と、街のバリアフリー化の現状認識（図 5 8）



「愛知県障害者基礎調査（平成 27 年度）」（愛知県健康福祉部）

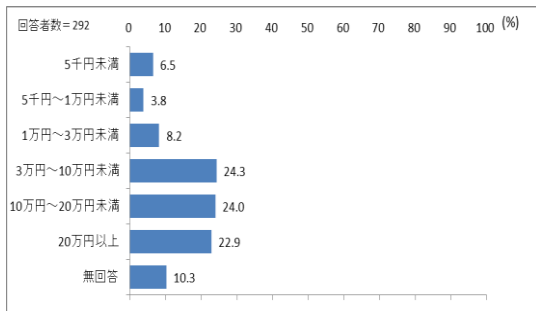
◆ 県民が認識する障害のある人に関する人権上の重要な問題（図59）



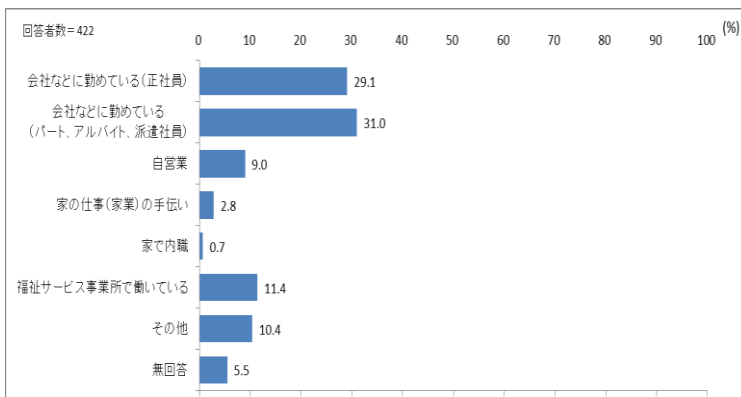
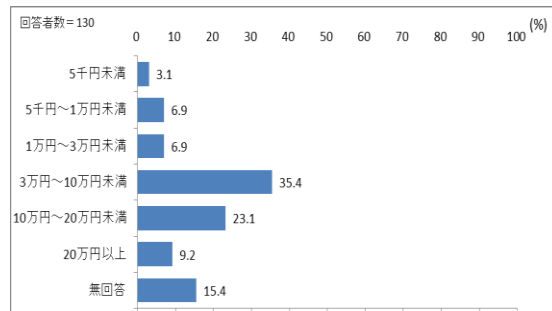
「人権に関する県民意識調査（平成24年度）」（愛知県県民生活部）

◆ 男女別の仕事による収入（月額）と、現在の就労の形態（図60）

（男性）



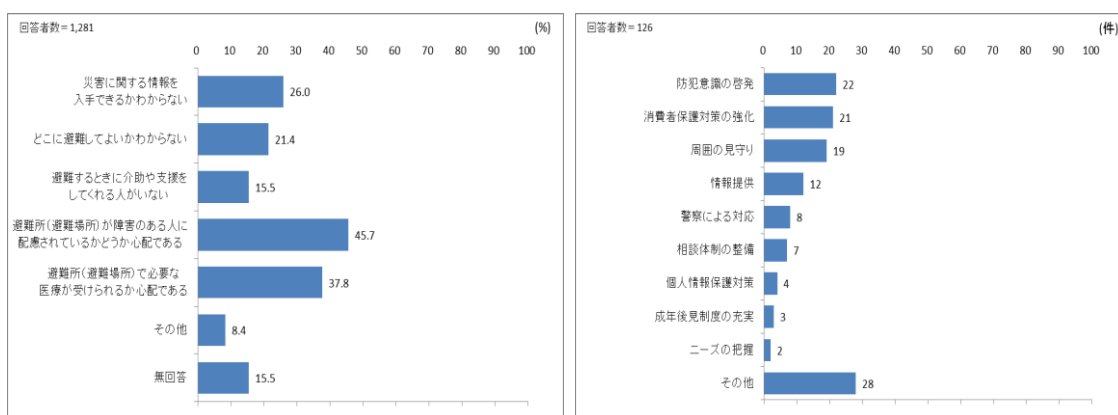
（女性）



「愛知県障害者基礎調査（平成27年度）」（愛知県健康福祉部）

- 防災・防犯対策、消費者トラブルの防止など、地域社会における安全・安心の確保は、障害のある人の地域生活の前提となることから、障害のある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者トラブルの防止等を図る必要があります（図6-1）。

◆災害時に不安なことと、消費者トラブルを含む防犯対策として必要な施策や取組（図6-1）



(注) 「消費者トラブルを含む防犯対策として必要な施策や取組」は自由記述をカテゴリー化（記述者126名）

「愛知県障害者基礎調査（平成27年度）」（愛知県健康福祉部）

## 施策の方向性

### (差別の解消及び権利擁護の推進)

- 障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無に関わらず共に暮らせる「全ての人が輝き、活躍する愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます(図62, 図63, 図64)。【障害福祉課】

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (図62)

### (障害者差別解消法(平成25年法律第65号))の概要

**障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止**

<p><b>第1項</b> 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p><b>第2項</b> 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p><b>第3項</b> 国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
--	--	---

**具体化**

<考え方> 行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。

#### I. 差別を解消するための措置

**不当な差別的取扱いの禁止**

国・地方公共団体等

事業者

法的義務

**合理的配慮の提供**

国・地方公共団体等

事業者

法的義務

努力義務

・雇用の分野は障害者雇用促進法により義務  
 ・主務大臣が策定する対応指針を参考として主体的な取組を期待

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務  
 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針(ガイドライン)を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告  
 ※繰り返し権利侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善を期待することが困難である場合など。  
 ※主務大臣の権限は政令の定めにより、地方公共団体の長などに委任できる。

#### II. 差別を解消するための支援措置

<p style="color: #0070c0; font-weight: bold;">相談・紛争解決</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実(国、県、市町村)</li> </ul>
<p style="color: #0070c0; font-weight: bold;">地域における連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携(任意設置)(国、県、市町村)</li> </ul>
<p style="color: #0070c0; font-weight: bold;">啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普及・啓発活動の実施(国、県、市町村)</li> </ul>
<p style="color: #0070c0; font-weight: bold;">情報収集等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供(国)</li> </ul>

施行日：平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)

資料 愛知県健康福祉部

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要（図63）

## 第1 差別の解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景／基本的な考え方（法の考え方など）

## 第2 差別の解消措置に関する共通的な事項

- 法の対象範囲**
  - **障害者** 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（いわゆる障害者手帳の所持者に限られない）
  - **事業者** 商業その他の事業を行う者。営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。したがって、例えば、無報酬の事業を行う者、社会福祉法人、NPO法人も対象
  - **対象分野** 日常生活及び社会生活全般が対象（雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる）
- 不当な差別的取扱い**

障害者に対して、**正当な理由<sup>※</sup>なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付かない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止**

※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合
- 合理的配慮**

合理的配慮等の具体例は、内閣府HP「合理的配慮サーチ」に掲示

行政機関等や事業者が、**事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの**

※代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応がなされるもの（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通／休憩時間の調整 など

※過重な負担の考慮要素 ○事務事業への影響 ○実現可能性 ○費用負担 ○事務事業規模 ○財務状況

※具体的な検討をせずに正当な理由あるいは過重な負担を拡大解釈などして法の趣旨を損なわないこと

※正当な理由あるいは過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に理由を説明。理解を得るよう努めることが望ましい

## 第3、4 差別の解消措置に関する基本的な事項

- 基本的な考え方**
  - **不当な差別的取扱いの禁止** ⇒ 行政機関等及び事業者において**一律に法的義務**
  - **合理的配慮の提供** ⇒ 行政機関等は**法的義務**、事業者は**努力義務**
- 対応要領／対応指針**
  - **位置付け、作成手続き、記載事項<sup>※</sup>**

※対応指針では、各事業者における相談窓口の整備、研修・啓発の機会の確保等も重要であることを明記
- 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】**

対応要領の作成は**努力義務**（国は技術的助言などの支援）
- 3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】**

事業者からの照会・相談への対応  
報告徴収、助言、指導、勧告

## 第5 その他重要事項

- 環境の整備** 合理的配慮を的確に行うためのバリアフリー化等の事前的改善措置
- 相談等の体制整備** 既存の組織・機関等の活用・充実
- 啓発活動** 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動
- 地域協議会** 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化
- 施策の推進** 国内外の情報の収集・整理、必要に応じて基本方針、対応要領及び対応指針の見直し

## 愛知県障害者差別解消推進条例の概要 (図64)

この条例は、平成28年4月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高めていくとともに、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

### 1 基本理念

次の4つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。





### 2 県、県民、事業者の責務

<b>県の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施する。</li> <li>・市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組む。</li> </ul>
<b>県民の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。</li> </ul>
<b>事業者の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。</li> <li>・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。</li> </ul>

### 3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
<b>国の行政機関・地方公共団体等</b>	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 <b>法的義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
<b>民間事業者</b> <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 <b>努力義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

### 4 県の主な取組

<b>相談及び紛争の防止等のための体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を図ることができるよう、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。</li> </ul>
<b>障害者差別解消支援地域協議会の設置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法で任意設置とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。</li> </ul>
<b>啓発活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。</li> </ul>
<b>助言、あっせん又は指導等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、知事がこれらを実施するに当たり、必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。</li> </ul>
<b>職員対応要領の制定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法では努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の制定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。</li> </ul>

### 5 施行日

公布の日（平成27年12月22日）

ただし、職員対応要領の規定は、平成28年1月1日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、平成28年4月1日

- 知的障害や精神障害のある人で判断に支援を要する人には、権利擁護を目的とした支援の利用促進を図るとともに、障害のある人への虐待の防止等のため、広く県民及び事業者に対し、障害や障害のある人に対する理解の促進、虐待の防止に関する啓発を推進します。【障害福祉課】

### ＜主要な取組＞

- ◆ 障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、市町村と連携して、県のホームページやリーフレットなど様々な広報媒体を活用した普及啓発など、積極的に広報活動に取り組みます。【障害福祉課】
- ◆ 愛知県障害者差別解消推進条例に基づき平成 27(2015)年 12 月に制定した職員対応要領を県職員が遵守することにより、県が率先して障害を理由とした差別の解消に取り組みます。【障害福祉課】
- ◆ 相談並びに紛争防止については、障害者差別解消法に基づき、各市町村において相談窓口を設置しますが、県は、市町村の相談を専門的、技術的に支援するため、愛知県障害者差別解消推進条例の規定に基づき、県内 7 か所の福祉相談センターや、県の精神保健福祉センター等に広域相談窓口を設けるなど、必要な体制の整備を図ります。【障害福祉課】
- ◆ 障害者差別解消法では任意設置で、愛知県障害者差別解消推進条例で設置を義務付けした「障害者差別解消支援地域協議会」として設置した「愛知県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会」の開催により、関係機関が障害者差別に関する相談等について情報を共有するとともに、相談事例を踏まえた協議の結果に基づき、それぞれの役割に応じた取組を行います。【障害福祉課】
- ◆ 不当な差別的取扱いがなされた場合の助言・あっせん等については、知事が、必要に応じて「愛知県障害者差別解消調整委員会」の意見を聴取して行います。【障害福祉課】
- ◆ 選挙時における障害のある人への配慮として、政見放送における手話通訳の導入、点字版または音声版の選挙のお知らせの配布、点字による候補者名簿の各投票所への備え付け等を行っていきます。また、障害のある人が投票しやすいよう、投票所にスロープを設置して、バリアフリーを確保するとともに、意思疎通のためにコミュニケーションボードを活用するなど、投票環境の向上に引き続き取り組んでいきます。【選挙管理委員会事務局】
- ◆ 障害のある人の権利を擁護し、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた人の保護や相談を行うため、県の「障害者権利擁護センター」、市町村の「障害者虐待防止センター」において、その機能が発揮されるよう各関係機関との連携強化を図ります。【障害福祉課】
- ◆ 施設等における虐待防止は、サービスを提供する従事者の権利擁護に対する正しい認識が必要なことから、施設設置者、管理者、従事者への虐待防止・権利擁護研修を実施します。【障害福祉課】

- ◆ 知的障害や精神障害のある人のうち判断に支援を要する人の権利を擁護するため、財産管理・福祉サービスの利用等を支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用について普及・啓発を図ります。【障害福祉課】
- ◆ 矯正施設等からの障害のある退所者で帰住する所がない人に対しては、県地域生活定着支援センターが支援を行います。【地域福祉課】

### (社会的バリアの除去)

○ 障害のある人の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、差別や偏見に基づく社会的障壁など、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。そのためには、幼少期から地域で生活する中で、あるいは障害の有無に関わらず共に学ぶ学校教育の場で、私たち一人一人が理解を深めていくことが非常に重要となるため、障害のある人とない人の交流や障害及び障害のある人に対する県民の理解の促進を積極的に進めていきます。

社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供については、県の職員が率先して取り組むとともに、事業者に対して自発的取組を促していくことにより、県民一人一人における合理的配慮の提供に対する意識の向上を図ります。【障害福祉課、教育委員会】

○ 本県では、平成6(1994)年に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を制定し、高齢者、障害のある人等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりの推進を図っており、今後も県民の認識・ニーズを踏まえ、市町村、事業者及び県民と連携しながら人にやさしいまちづくりの推進を図ります。【建設部】

### <主要な取組>

- ◆ 幼い頃から障害のある人への理解を促進するため、幼少期からの交流教育の実施や小・中学校等における「総合的な学習の時間」などを活用して、体験的な福祉学習を積極的に推進します。また、高等学校においては、教科「福祉」などの指導を通じて理解を深めるとともに、介護体験等を実施することにより、福祉教育を推進します。【教育委員会】
- ◆ 地域においては、共生社会の理念の普及を図るため、障害者週間及び発達障害啓発週間を始めとする啓発活動や、精神障害のある人への正しい理解を促進するため、「こころの健康フェスティバル」を開催します。【障害福祉課】
- ◆ 障害のある人に対する差別・偏見をなくし、障害のある人の地域移行の促進を図るため、NPOと協働し、地域住民と障害のある人が共に参加し、交流できる障害及び障害のある人に対する県民理解促進事業を実施します。【障害福祉課】



- ◆ 福祉施策を紹介する福祉ガイドブックの配布やインターネットによる情報提供などにより、県民のみならず、県内の行政機関などに対しても広報・啓発活動の充実を図ります。【障害福祉課】
- ◆ 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、条例遵守義務の指導・助言を行うほか、人にやさしい街づくりアドバイザーの育成や地域セミナー、出前講座などの周知啓発により、人にやさしい街づくりに関する県民及び事業者の理解を深め、不特定多数の者が利用する施設のバリアフリー化を更に促進します。【建設部】
- ◆ 高齢者や障害のある人など、誰もが安全・安心に利用できる歩行空間の確保に向け、鉄道駅、病院、福祉施設や市町村役場などの生活関連施設を結ぶ経路を中心に、歩道の新設・拡幅や段差・勾配の解消など、歩行空間のバリアフリー化を推進します。【建設部】

### (モノづくり技術を生かした支援機器等の開発)

- 障害のある人の生活には、リハビリテーションや介護等の支援機器が不可欠であり、こうした支援機器の開発に本県の強みであるモノづくりを生かし、障害のある人の自立や社会参加を支援していきます。【産業労働部】

### <主要な取組>

- ◆ 障害のある人やその家族のニーズを反映した支援機器の開発や実用化を図っていくために、あいち産業科学技術総合センターにおける技術支援や、産業空洞化対策減税基金の活用により企業の研究開発を支援するとともに、福祉施設や医療機関、企業等が協働するネットワーク体制の構築を進めます。【産業労働部】

### (安全・安心の確保)

- 障害のある人が、不安を抱くことなく安心して地域において生活するためには、災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行われることなどが重要であることから、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、防災対策を推進していきます。【防災局、地域福祉課】
- 防犯対策の推進として、一人一人の防犯意識や地域における防犯力を高めるとともに、市町村や各関係機関等との情報の共有化を進め、地域が一体となって、犯罪のない安全なまちづくりのための取組を推進していきます。【県民生活部、警察本部】
- 消費者トラブルの未然防止や消費者被害の救済のために、障害のある人が身近で気軽に相談できる地域の相談窓口の整備促進や周囲の家族、ホームヘルパー及び地域の人たちの意識や知識の向上を図ります。【県民生活部】

## ＜主要な取組＞

- ◆ 災害対策基本法の改正を反映した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」に基づき、市町村において、地域の避難行動要支援者に係る名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するとともに、本人の同意を得て、名簿を避難支援等関係者（消防、警察、民生委員等）と共有し、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となり、避難行動要支援者ごとに具体的な避難方法を定める個別計画を策定するなど、関係機関と連携し災害時における避難誘導等が的確に行われるよう市町村における体制整備を支援します。

また、災害発生時、避難所等において手話や筆談等、障害の特性に応じた意思疎通が行われる体制の整備を図るため、市町村に対し、当マニュアルにおける障害種別ごとの情報伝達時に配慮すべき事項等の周知を図ります。【地域福祉課】

- ◆ 避難所の整備については、通常の指定避難所の指定だけでなく、設備や生活用品、食糧などに特別な配慮がなされた福祉避難所の整備を進めるとともに、障害のある人等の要配慮者に考慮した方法で、年に1回以上指定避難所等の広報活動を行うよう市町村に周知します。【地域福祉課】
- ◆ 県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりを推進するため、県民の防犯に関する自主的な活動への支援や犯罪の防止に配慮した住宅・道路・公園等の普及に努めます。【県民生活部、警察本部】
- ◆ 障害のある人からの緊急通報へ迅速・的確な対応を行うため、言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段として、「FAX110番」や「Web110番」などの通信体制を整備します。【警察本部】
- ◆ 複雑・多様化する消費者トラブルに対応するため、県の消費生活相談体制を「愛知県消費生活総合センター」に集約し、高度な相談対応力を備え、市町村支援機能も併せ持つ中核的相談機関として機能強化を図ります。

また、市町村の消費生活センターの設置等を働きかけ、障害のある人が身近な地域で質の高い相談・救済を受けられる体制を整備します。【県民生活部】
- ◆ 学校や地域団体が開催する講座・講演会等に講師の派遣を行うとともに、消費生活情報「あいち暮らしっく」及び消費生活相談の傾向を分析した「あいちクリオ通信」の発行、ホームページ「あいち暮らしWEB」により、消費生活情報を総合的に提供することにより、障害のある人を含む県民一人一人の消費者トラブルに関する意識や知識の向上を図ります。【県民生活部】